

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 一
- 保安施設地区の指定の予定 (同) 一
- 海岸保全区域の変更 (河川課) 二

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (環境対策課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四

### 宮城海区漁業調整委員会

- 秋さけ固定式さし網漁業の制限 四
- 宮城県公報第二五八四号中 正 誤 一四

## 告 示

○宮城県告示第七百三十二号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日

実施区域

検査受付時間

実施の場所

平成二十六年 十月十六日	同 十月十五日	平成二十六年 十月十四日	同 十月八日	同 十月七日	同 十月六日
白石市	白石市	白石市	白石市	白石市	白石市
全	全	全	全	全	全
域	域	域	域	域	域
午後二時から 午後二時三十分まで	午前十時から 午後二時三十分まで	午前十時から 午後二時三十分まで	午前十時から 午後二時三十分まで	午前十時から 午後二時三十分まで	午前十時から 午後二時三十分まで
名取市役所東側駐車場	名取市役所東側駐車場	名取市役所東側駐車場	白石市役所正面駐車場	白石市役所正面駐車場	白石市役所正面駐車場

### ○宮城県告示第七百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 解除に係る保安林の所在場所  
仙台市若林区藤塚字土手外一四の八、一四の五九、一七の二(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 解除の理由  
河川管理施設用地とするため
  - 解除に係る保安林の所在場所  
仙台市若林区藤塚字土手外一八の一・一九の一・二〇の一・二一の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、二二の一、二三の一、二四の一
  - 保安林として指定された目的  
潮害の防備
  - 解除の理由  
河川管理施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 宮城県告示第七百三十四号





○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十六年八月二十九日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 大気汚染常時監視システム管理運営業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年八月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 グリーンブルー株式会社（神奈川県横浜市中区西神奈川一丁目十四番十二号）

五 落札金額 一億六百七十九万四四百円（消費税及び地方消費税の額を含む）。

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年七月八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年八月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字本谷五十番七、五十一番三及び五十一番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字本谷五十番地三

三 浦 一夫

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業（以下「さけ固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十六年八月二十九日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十六年九月一日から平成二十七年一月三十一日まで

二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 操業期間

平成二十六年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百九十四隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 平成二十五年年度において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）。

(二) 平成二十五年年度に秋さけ固定式さし網漁業休漁届出書を宮城海区漁業調整委員会に提出し、受理された者。

(三) 平成二十五年年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成二十三年度及び平成二十四年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 平成二十四年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十四年度において水揚げ実績を有する者。

(3) 平成二十五年年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(四) 平成二十六年年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は四隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
  - 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
  - 3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。
  - 4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
  - 5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。
  - 6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。
  - 7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。
  - 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
  - 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
  - 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。
  - 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
  - 12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 八 承認の取り消し  
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限（平成二十六年宮城県漁業調整委員会指示第二号。）四の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成二十六年九月五日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
- (二) 年間事業計画書（様式第二号）
- (三) 委員会指示六の四に該当する場合は、申請調書（様式第三号）
- (四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書
- (五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書（様式第四号）
- (六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表（様式第五号）を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さけ固定式さし網漁業操業承認証（様式第六号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一 電話〇二二一三六六一二二二一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四一三十二 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二五一九五一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七一六 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二六二二一六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第一号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城県漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成26年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km  
km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由









(様式第6号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証	宮さけ第 号〇
住所 氏名	
1 操業期間 平成26年 9月25日 から 平成26年11月20日 まで	
2 操業区域 久仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地高濑波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件及び制限	裏面記載のとおり
年 月 日	宮城海区漁業調整委員会 会長 印

(A4縦)

(様式第6号)

(裏)

操業の条件及び制限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者 (以下「操業者」という。) は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時 (南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあっては、同日午前9時) とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合は除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向 (真方位90度) に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則 (昭和41年宮城県規則第73号) 第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラウルの回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(A4縦)

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後
4 書換を必要とする理由		

(様式第8号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(様式第 9 号)

宮さけ 第 号○

- 1 文字及び数字 (承認証番号) の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字 (承認証番号) 及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協 (宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所) の頭文字を記入すること。

(A 4 縦)

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. \_\_\_\_\_

提出年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： 寸 _____ 分 ( _____ cm)	漁船登録番号	MG _____ -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 分

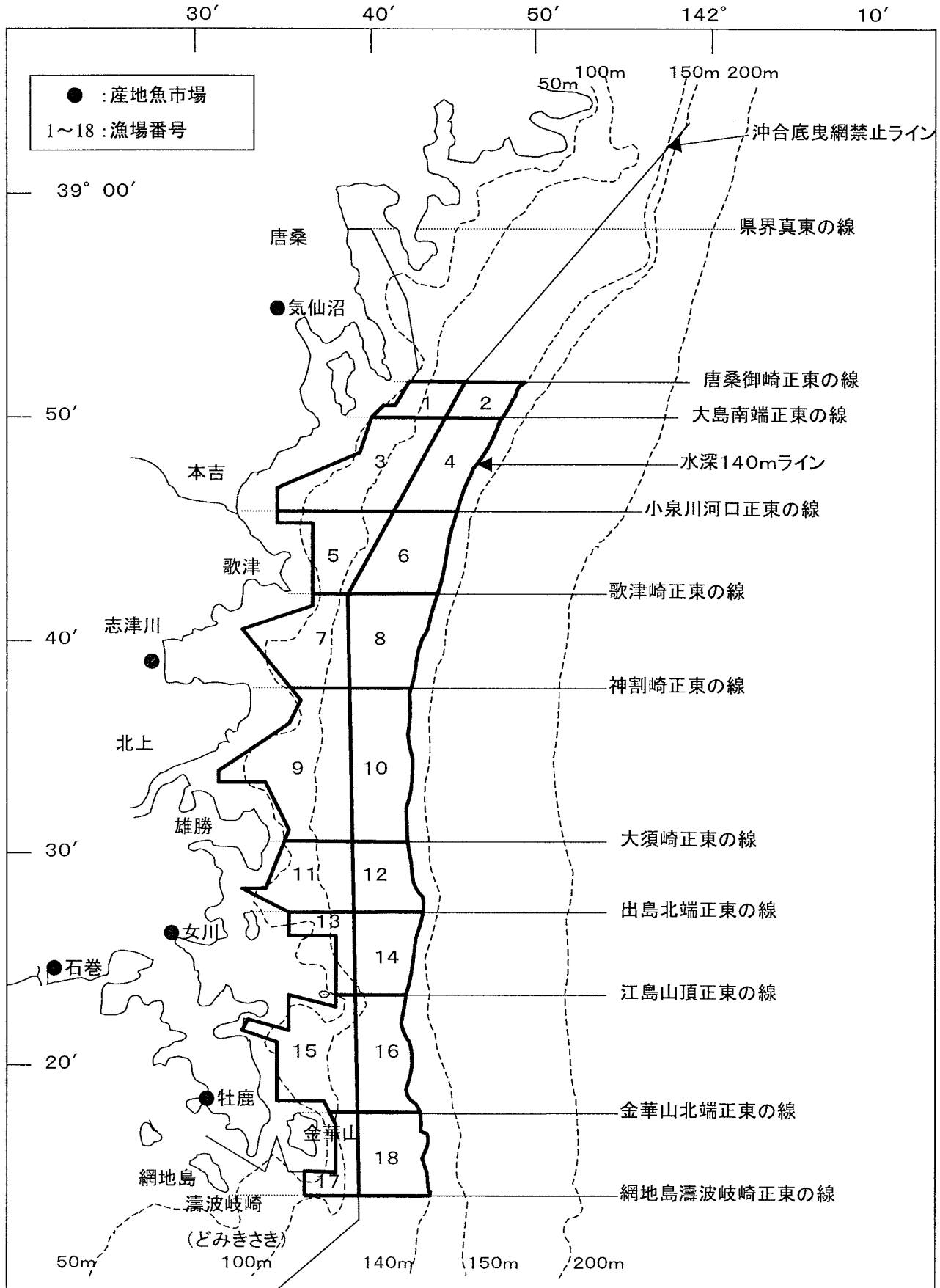
日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 ( ) ( )	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域



正 誤

○宮城県公報第二五八四号(平成二十六年八月二十二日付け)中

ページ

八 八

上 上

行

四 五

仙台市仙塩流域関連公共下水道  
正  
多賀城市流域関連公共下水道

誤  
仙台市流域関連公共下水道  
多賀城市仙塩流域関連公共下水道